

「放射性物質対策検討特別部会」における検討状況について

1 時間当たりの空間放射線量の基準について

- ・ 8月26日付の文部科学省及び厚生労働省からの通知により、学校や保育所等については $1\ \mu\text{Sv}$ /時間未満を目安とする基準が新たに示されたことから、本市の空間放射線量の基準や基準を超えた場合の取扱い等について、専門家と協議を進めている。

2 小・中学校、保育園、幼稚園、公園等の再測定について

- ・ 現在、小学校、保育園、幼稚園、公園等の追跡的な測定を検討しており、上記に示す基準を踏まえ、側溝や雨樋の下等、放射線量が高いと思われる箇所の追加測定も含め、再測定の実施に向けた調整を行っている。
- ・ 市民等により放射線量の高い箇所等の情報提供が寄せられた時は、引き続き、速やかに対応する。

3 下水汚泥焼却灰、ごみ焼却飛灰等の処分に関する安全性評価について（資料3-1）

- ・ 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰、ごみ焼却飛灰等の処分に向け、有識者への意見聴取を行いながら適切な安全評価を行い、安全な処分の方針を導き出していくため、外部委託に向けて調整している。

4 災害廃棄物の処理について（資料3-2）

- ・ 東北3県で発生した災害廃棄物の受入及び処理の実施に向けた課題について整理・調整した上で、本日環境省主催で開催予定の「災害廃棄物の広域処理推進会議」等の中で、支援に向けた検討を行っていく。

下水汚泥焼却灰、ごみ焼却飛灰等の処分に関する検討状況について ～安全性評価検討業務委託の実施に向けた調整～

◆検討の目的

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰、ごみ焼却飛灰などの処分に向け、有識者への意見聴取を行いながら、処分方法に応じたシナリオを設定するとともに、各種調査・試験・解析などを行った上で、適切な安全評価を行い、安全な処分の方針を導き出すことを目的とします。

なお、検討については、専門的・中立的な機関への業務委託により実施します。

【業務委託の概要】

1. 業務内容(案)

- (ア) 関連資料の収集整理
- (イ) 有識者への意見聴取
- (ウ) 処分に関する安全評価
- (エ) 評価書作成
- (オ) モニタリング計画
- (カ) 説明資料作成

◎委託期間

平成 23 年 10 月上旬～平成 24 年 3 月末

2. 有識者からの意見聴取について

放射性廃棄物の安全、放射線防護、放射線生物、廃棄物環境科学、廃棄物処分など、放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰、ごみ焼却飛灰などの安全な処分の検討に関連する有識者から、適時、意見を伺いながら検討を進め、安全性評価の妥当性について確認します。

3. 検討シナリオについて

有識者の意見を伺いながら、複数の処分形態等について、放射性物質が人間及び生活環境に及ぼす潜在的影響を評価するために想定する将来の様々な状況を想定し、安全性の評価を行います。

4. 方針(案)の作成について

年内を目途に、下水汚泥焼却灰、ごみ焼却飛灰などの安全な処分に向けた方針(案)の作成を目指します。

5. 留意すべき事項

下水汚泥焼却灰、ごみ飛灰などの安全な処分に向けた方針について、市民・関係者にわかりやすく丁寧な説明ができるようにします。

災害廃棄物の処理について

去る9月28日、東京都が、岩手県内の災害廃棄物を、10月中を目処に都で受け入れる発表を行った。発表の主な内容は、以下のとおり。

- ①岩手県、東京都及び（財）東京都環境整備公社の3者で、9月30日、処理基本協定を締結
- ②先行事業として、宮古市の混合廃棄物1,000トンの処理を行い（運搬は鉄道貨物輸送）、これらは産業廃棄物処分業者で処理することとし、当該業者を募集
- ③宮城県も含め、今後、2013年までに計約50万トンを受け入れる予定
- ④岩手県による放射性セシウム濃度測定では、災害廃棄物は1キロ当たり68.6ベクレル、焼却灰は133ベクレルであり、国の基準8,000ベクレルや都内の清掃工場の値を下回っている。

本市の災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方

東日本大震災により発生した災害廃棄物は、約2,500万トンと推定されている。この膨大な量の災害廃棄物を被災自治体だけで処理することは困難なことから、全国的な協力のもと、広域的な処理体制を構築し、安全性が確保された上で、復興に向けた支援を行っていく。

他の自治体（支援表明を行っている自治体）の動向

環境省の発表では、これまでに横浜市や神奈川県、京都市、名古屋市など全国572自治体（事務組合を含む）が、支援を表明しているが、今回の東京都が広域処理の第1号となる。

今後の本市の対応

受入・処理の実施に向けた課題等の整理

- ①市民の健康と安全を第一に、放射性物質等の安全確認手法や公表方法等についての検討が必要
- ②本市単独で受入・処理を開始するのではなく、近隣自治体と連携し、広域での処理体制を構築し、効率的な処理を行うことが重要

◎新たな課題

本市ごみ焼却施設の焼却灰のうち飛灰については、2,000ベクレルを越える放射性セシウムが検出された。

国では、埋立基準として1キログラム当たり8,000ベクレル以下であれば、埋立処分が可能との方針を示しているが、本市においては、飛灰について安全性の確保の観点から一時保管しているが、保管場所の確保が課題となっている。



上記課題等を整理した上で、
国が中心となり、県も関与しながら、被災自治体と受入自治体のマッチング



- ・具体的な災害廃棄物の運搬・処理・処分のスキーム検討
- ・近隣自治体との連絡・調整 など

なお、10月4日に、環境省主催「災害廃棄物の広域処理推進会議」が開催される予定